



「学生納付特例制度」 の申請は 毎年必要です！

国民年金は、20歳から60歳の方が必ず加入しなければならない公的年金制度です。学生には、在学期間中の国民年金保険料の支払いを学生本人が社会人になるまで猶予される学生納付特例制度があります。

もしも、支払いせずに未納のまま放っておくと、将来の年金に影響がでたり、もしもの時の障害年金がもらえなくなってしまうます。

また、前年度に学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できている場合は、4月に送付されるハガキにて申請手続きができます。この場合の添付書類は必要ありません。

●対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校やその他教育施設（個別に定めています）の一部に在学する20歳以上の学生。（修業年限が1年以上の課程に限る）

ただし、学生本人の前年所得が68万円以下であること。

●承認期間

4月（在学中に20歳になる方は誕生月）から翌年の3月までです。申請は毎年必要となります。

●申請に必要なもの

- ・学生証のコピー、または在学証明書
- ・印かん（本人が署名の場合必要ありません）
- ・年金手帳

※承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を満額にするためにも卒業後は追納をおすすめします。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ
函館年金事務所国民年金課

(☎2-2453)

(☎0138-56-1165)



社団法人全日本不動産協会 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、 不動産のことならお任せください！

(有料広告)